【都市政策課長】

皆さんおはようございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、都市政策課長 の渡瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、本日お忙しい中、本会議にご参加いただきまして誠にありが とうございます。現在、委員 10 名中 9 名のご出席をいただいておりますので、定足数に達 しております。定刻となりましたので、ただいまから、第 16 回岐阜県都市計画審議会環境 影響評価専門部会を開催させていただきます。着座にて進めさせていただきます。

本日の会議につきましては、報道関係者1名、一般傍聴者の方はございません。合計1名の方 が傍聴されておりますので、ご報告させていただきます。

また、撮影等について報道関係者から申し出がありましたので、部会長に確認させていただき、会議冒頭部分の撮影について許可をいただいておりますのでその旨、ご報告させていただきます。本日の専門部会の議題は、前回の専門部会に引き続き、国道 19 号瑞浪恵那道路の環境影響評価についてのこの1件でございます。前回と同様に、事業者である多治見砂防国道事務所のみなさまにも御出席いただいておりますのでご報告いたします。

(報道関係者撮影)

【都市政策課長】

それでは、議事に入ります前に本日の配布資料の確認をさせていただきます。 配布されている資料、一番上から、

- ◆議事次第
- ◆出席者名簿
- ◆配席表
- ◆専門部会運営要綱
- ◆資料1:国道19号瑞浪恵那道路 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画 決定権者の見解(案)
- ◆資料 2: 国道 19 号瑞浪恵那道路 知事意見を踏まえた準備書から評価書への修正(案) 内容一覧
- ◆資料3:【参考資料】国道 19 号瑞浪恵那道路 知事意見を踏まえた準備書から評価書へ の修正(案)詳細版

◆国道 19 号瑞浪恵那道路 環境影響評価準備書・同要約書 でございます。

配布資料に過不足のある方ございましたら、事務局までお知らせください。

(確認)

【都市政策課長】

ここから議事に入ります前に、皆様方に一点ご報告がございます。

今回お配りしました専門部会運営要綱でございますけれども、ここにあります通り、今年の6月26日開催の都市計画審議会にて要綱の一部を改正しております。

改正内容につきましては、これまで第9条第2項、裏面でございますが、第9条2項に ありました議事録の要旨を作成できるとの条項が削除されております。当専門部会はこれ までも第1項にあります議事録の詳細版、詳細な議事録を作成しておりますのでこれまで の運営となんら変わるものではございませんけれども、運営要綱が改正されたということ をご報告申し上げます。

それでは、本日の専門部会の審議をお願いしたいと思います。以後の進行は、篠田部会 長によろしくお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

【篠田部会長】

皆さん、おはようございます。それでは、審議に入りさせていただきますが、その前に 本日の専門部会の議事録署名者を指名したいと思います。

部会長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【篠田部会長】

一任いただきましたので、本日の議事録署名者は田中委員と西條委員にお願いしたいと 思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

本日の審議内容は、大きく分けると二つあります。

一つ目が「準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解(案)」、

二つ目が「環境影響評価書(案)」です。

まず、一つ目の『準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解 (案)』について、事務局からの説明をお願いします。

【都市政策課技術総括監】

はい、岐阜県都市政策課の上田と申します。よろしくお願いいたします。

すいませんが、座って説明させていただきます。

それでは、まず、はじめに、国道 19 号瑞浪恵那道路に関する都市計画及び環境影響評価 手続について、前回の専門部会以降の経過をご報告させていただきます。

前方のスクリーンをご覧ください。

本年2月27日の前回の専門部会で環境影響評価準備書についての住民意見の概要と当該 意見に対する都市計画決定権者の見解についてご審議いただき、4月17日付けで環境影響 評価法に基づく、環境部局の知事、通称で環境知事と呼んでおります、及び関係市長とし て瑞浪市長、恵那市長に送付いたしました。

その後、県環境部局にて6月12日に環境影響評価審査会が開催され、7月23日付けで環境知事から準備書に対しての意見をいただきましたので、本日は、まず一つ目の議題として環境知事意見に対する都市計画決定権者としての見解(案)について、二つ目の議題として評価書(案)について、ご審議いただきたいと思います。

それでは、準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解案について説明させていただきます。

お手元のA3横の資料1「準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解(案)」をご覧下さい。

環境知事の意見は、22項目ございます。

環境知事の意見を左の欄に、それに対する都市計画決定権者の見解案を右の欄に記載しておりますので順番にご説明させていただきます。

1頁目の一番上総括的事項についてですが、環境知事からの1点目の意見は、「当該事業の実施にあたり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たに事情が生じたときは、必要に応じて選定項目及び選定手法を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。」でございます。

これに対して、都市計画決定権者の見解案としましては、右の欄をご覧下さい。「事業の 実施にあたり、項目及び手法の選定等に関する事項に新たに事情が生じたときは、適切に 対応します。」とさせていただいております。

続きまして、環境知事からの2点目の意見は、「工事中及び供用後において、事前に予測 し得なかった環境問題が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更す る場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。」と いうものでございます。

これに対して、右の欄ですが、「本環境影響評価書では、事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価の項目を選定し、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行い、環境に与える影響について、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価しています。なお、事業の実施にあたり、環境影響評価で予測し得なかった著しい影響がみられる場合には、関係機関と協議するとともに、評価書 10-3 頁に記載のとおり、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施するものとしています。」とさせていただいております。

3点目の意見は、「工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、 最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めること。」でございます。

これに対し見解案は、「環境影響評価書に記載した工事中及び供用後における環境保全措置については的確に履行するとともに、事業実施段階における最新の技術・工法等を積極的に採用するなど、環境負荷の低減に努めます。」としております。

4点目の意見は、「事業に伴う環境影響について、地域住民に対して十分な説明を行い、 環境に関する要望などに配慮して事業を実施するよう努めること。」でございます。

見解案としては、「今後、道路構造の詳細及び施工計画を検討するにあたっては、環境影響評価書に基づき環境の保全について適正な配慮を行います。また、事業実施段階における設計説明会や工事説明会などで地域住民の方にわかり易く丁寧に事業に伴う環境影響について説明を行います。」とさせていただいております。

次に、個別的事項として大気質、騒音、振動についてですが、5点目の意見は、「工事に おける粉じん、騒音、振動防止対策を講ずること。なお、遮音壁は、工事中の粉じん飛散 防止や騒音低減の効果が見込めることから、工事の最初の段階で設置するなど、工程や施 工方法についても環境に配慮して工夫すること。」でございます。

見解案としては、「工事中の粉じん等の対策については評価書 8-1-19 頁に記載のとおり、 工事用道路への散水や建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を行います。

また、騒音や振動については評価書8-2-14、15、8-3-10頁に記載のとおり、防音パネル・

シートの設置や低騒音型、低振動型建設機械を採用します。なお、工事中における遮音壁の設置については工事工程や施工箇所の状況などを勘案して検討します。」としております。 騒音についてですが、6点目の意見は、「排水性舗装等の低騒音舗装を積極的に採用し、 供用後の自動車走行時の騒音の一層の低減を図ること。」でございます。

右の見解案としては、「評価書 8-2-54 頁に記載のとおり、自動車の走行に係る騒音の影響が考えられる場合は、遮音壁の設置を検討します。また、当該事業における一般的な環境保全の方針として評価書 3-10 頁に記載のとおり、影響が考えられる場合には遮音築堤、裏面吸音材(高架部)、低騒音舗装等の設置を考慮します。」としております。

同じく騒音ですが、7点目の意見は、「供用後の自動車走行時の騒音については、地域住 民の不安も多くあることを踏まえて、環境保全措置の効果を検証する観点で、供用後のモニタリングとその結果の公表について検討すること。」でございます。

見解案としては、「供用後における自動車走行時の騒音については、遮音壁を設置することにより事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されると考えております。

なお、評価書 8-2-55 頁に記載のとおり、遮音壁の設置の効果に係る知見が蓄積されていることから事後調査は実施しないこととしています。また、評価書 10-3 頁に記載のとおり、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとします。供用後のモニタリングについては、道路維持管理の観点で必要に応じて実施することとなりますが、位置、結果の公表の方法等については、地元関係機関等と協議して決定することとなります。」とさせていただいております。

2ページ目をご覧下さい。

環境知事からの8点目と11点目の意見につきましては、関連する案件として、併せて説明させていただきます。

水質についてですが、8点目の意見は、「工事中に発生する濁水は沈砂地等の濁水処理施設で十分に処理すること。また、処理後の水質を確認したうえで河川へ排出し、放流先の河川で著しい工事による影響が生じないよう配慮すること。」でございます。

右の見解案ですが、「評価書 3-10 頁に記載のとおり、工事実施に伴って発生する濁水については、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後、河川に放流することにより水質への影響低減に努めます。」とさせていただいております。環境知事意見では、「処理後の水質を確認したうえで河川へ排出し」と述べられておりますが、意見は工事中に発生する濁水を

訊いております。濁度は、目視にて確認するものであり、水質まで確認するものではありませんが、工事中の水質確認につきましては、意見 11 の見解に記載しております。

文化財、動物についてですが、11点目の意見は、「国指定天然記念物の「ネコギギ」が生息する河川区域について、現在の河川環境を把握し、事業実施による土石の流入量、水量、水質などの変化を可能な限り小さくするよう配慮すること。」でございます。

右の見解案は、「本種については、評価書 8-8-69 頁に記載のとおり、計画路線が通過する、土岐川及び支川の一部で「ネコギギ」の生息が確認されましたが、本種の生息域の河川環境の大部分において計画路線は通過しません。生息域の一部である土岐川の支川では橋梁で通過する予定であり、生息域の改変はありません。評価書 8-5-5 頁「水質」の項目では、本種の生息する河川での浮遊物質量(SS)等を測定しており、評価書 8-5-9 頁に記載のとおり、水質に係る環境保全措置として、「水の濁りに配慮した施工」、「仮設沈砂池等の設置による濁水処理」を実施することとしています。また、事業の実施にあたっては、評価書 3-10 頁にも記載のとおり、くい打ちや沢等の工事を行う場合には、締め切り工法の採用を検討し、締め切り工区内においてコンクリートを十分に養生し、開放する際には、河川下流部の p H に異常が生じていないことを確認する等、水質、動物、生態系等への影響の低減に努めることとしています。」とさせていただいております。

次に地質、文化財についてですが、9点目の意見は、「事業実施区域では新たな化石産出の可能性が高いことから、所管の教育委員会及び専門家に協議のうえ適切に対応すること。 また、化石盗掘防止対策についても十分に配慮すること。」でございます。

見解案は、「事業の実施にあたって、事業実施区域内で化石が産出した場合には、化石盗掘防止対策を含め関係機関に協議のうえ、適切に対応します。」とさせていただいております。

文化財についてですが、10点目の意見は、「事業対象区域には指定文化財や埋蔵文化財が存在しており、関係法令等の規定に基づき適切に対応すること。また、万一、工事中に発見された場合には、所管の教育委員会と協議すること。」でございます。

見解案は、「道路事業における一般的な環境保全の方針として評価書 3-9 頁に記載のとおり、文化財保護法の規定に基づき適切に対応します。」とさせていただいております。

土壌、地質、廃棄物についてですが、12点目の意見は、「掘削工事にあたっては、有害物質を含む土壌が存在する可能性に留意すること。また、掘削土壌に有害物質が含まれる場合は、関係法令等の規定に基づき適切に対応すること。」でございます。

右の見解案は、「自然由来の重金属等を含む土壌の存在に留意するとともに、存在が明らかになった場合には、評価書 3-9 頁に記載のとおり、土壌汚染対策法の規定により適切に対応します。」とさせていただいております。

動物についてですが、13点目の意見は、「道路法面の緑化により鹿などの動物が誘引され ロードキルが生じるおそれがあることから、法面の緑化や防護柵の設置にあたっては十分 注意すること。」でございます。

右の見解案は、「道路法面の緑化や防護柵設置にあたっては、鹿などの動物のロードキルの観点について十分注意します。」とさせていただいております。

同じく動物についてですが、14点目の意見は、「鳥類のラインセンサス調査については、 それぞれのルートに関して1~クタールあたりの密度を算出した結果を評価書に記載する こと。」でございます。

右の見解案は、「鳥類調査で実施したラインセンサス調査結果については、ルート毎に1 ヘクタールあたりの生息密度を環境影響評価書に記載しました。(評価書 8-8-23 頁、参考 資料5、6頁参照)」とさせていただいております。

同じく動物についてですが、15点目の意見は、「武並地区はギフチョウの生息地として知られているが、事業実施によりその生息環境が縮小するおそれがあることから、幼虫の食草であるカンアオイ属の移植を適切に実施すること。」でございます。

右の見解案は、「評価書 8-10-36 頁に記載のとおり、ギフチョウの幼虫の食草であるカンアオイ属については、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら、ギフチョウやカンアオイ属の生息・生育環境に適した個所に移植します。」とさせていただいております。

同じく動物についてですが、16点目の意見は、「河川の付け替え工事の計画があるが、水 生生物への影響のおそれがあることから、専門家と協議したうえで適切に実施すること。」 でございます。

見解案は、「河川の付け替え工事にあたっては、水生生物についての環境保全措置として、 評価書 8-8-93 頁に記載のとおり、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら適 切に実施します。」とさせていただいております。

次に、植物についてですが、17点目の意見は、「重要種の移植にあたっては、移植先の植生に影響を及ぼす可能性について十分に考慮し、専門家と協議して検討したうえで、適切に実施すること。」でございます。

これに対しまして、「重要種の移植にあたっては、評価書 8-9-79 頁に記載のとおり、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら適切に実施します。」とさせていただいております。

3ページ目をご覧下さい。

同じく植物についてですが、18点目の意見は、「法面緑化にあたっては、使用する植物種によっては周辺の植生環境に影響を及ぼす可能性があることを考慮して、植物種の選定や 法面緑化方法を十分に検討したうえで実施すること。」でございます。

見解案は、「法面緑化にあたっては、周辺の植生環境に影響を及ぼす可能性など他の環境への影響を十分に考慮し、適切に対応します。」とさせていただいております。この中で環境知事意見では、「植物種の選定や法面緑化方法を十分に検討したうえで」と記載しております。その点につきましては、2頁目の知事意見 13 では、「道路法面の緑化により鹿などの動物が誘引されロードキルが生じるおそれがあることから、法面の緑化や防護柵の設置にあたっては十分注意すること」とあります。3頁にお戻り下さい。従って、周辺の植物種の選定に配慮すべきものか、鹿などの動物が誘引されロードキルを生じないように法面の緑化を配慮すべきか事業実施段階で検討することとし、「適切に対応します」と記載させて頂きました。

同じく植物についてですが、19点目の意見は、「「岐阜県レッドリスト(植物編)改訂版」 が平成25年6月に公表されたことから、新たにリストアップされた種について、工事によ る影響が出る前に調査したうえで対処すること。」でございます。

右の見解案は、「平成 25 年 6 月に公表された「岐阜県レッドリスト(植物編)改訂版」において、新たに重要な種として掲載された種については、工事の実施前に事業による改変区域での生育状況を確認します。なお、改変区域で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等と協議しながら環境保全対策を講じます。」とさせていただいております。

生態系についてですが、20 点目の意見は、「道路が建設され山側と水田側が分断されることにより、生態系への影響が懸念されることから、生息する動物の特性や周辺環境の状況等を踏まえて適切に道路横断施設を設置するなど動物の移動経路の確保を図ること。また、講じた措置の効果を検証するための事後の調査についても検討をすること。」でございます。前方のスクリーンをご覧ください。

この写真は、タヌキ等小動物に配慮した斜路の対策事例でございます。

この写真は、シカ、キツネ等に配慮したボックスカルバートの対策事例でございます。 この写真は、カエル、ネズミ等に配慮したスロープ付側溝の対策事例でございます。

事業の実施段階で、保全対象とする中・小型哺乳類の生息状況及び生息環境から推定される移動経路に基づき、移動経路の分断やロードキルを回避・低減するため同様な対策を検討いたします。スクリーンをご覧ください。ボックスカルバート等に動物が写っているように、国土交通省では対策による効果が確認されております。

資料にお戻り頂き右欄の見解案は、「事業の実施により、動物の移動経路が分断される場合には、評価書 8-10-37 頁に記載のとおり、ボックスカルバートや誘導柵、侵入防止柵の設置など、移動経路の確保を図ります。また、同頁に記載のとおり、効果の不確実性はないことから、事後調査は行いませんが、上記の対策により、動物の移動阻害、道路上への侵入に伴うロードキルを回避又は低減できると考えております。」とさせていただいております。

次に景観、日照阻害についてですが、21点目の意見は、「透光性の遮音壁を設置する場合は、経年劣化により性能が低下し、景観及び日照時間に影響を及ぼす可能性を考慮して、 材質選定や設置後の維持管理に配慮すること。」でございます。

これに対しまして、右の欄ですが、「透光性の遮音壁については、これまでの設置事例や 最新の技術動向を参考に材質選定や設置後の維持管理に努めます。」とさせていただいてお ります。

最後に、環境知事からの22点目の意見は、「1から21の措置について、評価書に記載すること。」でございます。

見解案は、「1から21の措置について環境影響評価書に記載しました。」とさせていただいております。この記載方法につきましては、この見解自体が評価書に記載されることから、このような記載とさせて頂いております。

なお、補足ですが、お手元の資料1の一番下の右下に記載していますが、上記表中「評価書〇頁に記載のとおり」の頁数は、お手元の準備書の頁数を表示させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

【篠田部会長】

ありがとうございます。ただいま、環境知事から準備書について 22 個の意見が提出されていることをご説明していただきました。これらの意見に対する都市計画決定権者の見解

について、どういうふうに進めていくのか審議させていただきます。

それでは今ご説明していただいたことについて、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

【都市政策課長】

事務的な報告ですが、報道機関関係が1名傍聴と冒頭申し上げましたけれども、途中でもう1名の方が傍聴で入室されましたので、合計で2名の方が傍聴されていることを申し上げます。

【篠田部会長】

了解いたしました。それでは資料1について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

【西條専門委員】

どこでもよろしいでしょうか。

【篠田部会長】

はい、どこからでもよろしいです。

【西條専門委員】

2点ございます。1点目は、3頁目の法面緑化、18番の項です。鹿による食害問題につきましては、十分に事務局からご説明頂きましたのでよろしいかと思います。よくやられているなぁと。

ただ、法面緑化に関しまして、現在問題となっております特定外来種を混入しないよう 十分配慮しなければいけないと思いますので、記述するかしないかは別としまして、何ら かの形で考慮してください。

2点目は、2頁になります。これ、大きな問題でございまして、2頁目 15 項のギフチョウとギフチョウに対しての食草であるカンアオイの移植、それと 17 項の重要種の移植です。カンアオイが食草ということで、どこにでも植えられていいというものではございませんし、移植先の環境をあまり損なわないようにする必要があります。またカンアオイを過剰に入れてしまいますと、もともとカンアオイがあるところに移植されることになりますので、そのあたりを十分に配慮しなければならないでしょう。

この2項はリンクしますので。

【篠田部会長】

ありがとうございます。

【都市政策課技術総括監】

移植に係る貴重なご意見ありがとうございます。先程の特定外来種並びにギフチョウ、 カンアオイの移植の関係、大変重要なことであると認識しておりますので、十分配慮して 対応していきたいと考えています。

【国土交通省多治見砂防国道事務所調査設計課長】

多治見砂防国道事務所でございます。座って説明させていただきます。

まず、1点目の外来種を植栽の中に入れるのは、事業者としても十分わかっておりまして、答え方を簡潔にさせていただいたのは、先生からもございましたように、鹿の好きな食草をあまり入れすぎると、ということもありまして、答えは簡潔にさせて実は事業者の案を作ってございます。こういった観点で当然その外来種は入れるつもりもありませんし、鹿のことも考えてですね、どういう地の種を入れていくかということは、専門家の皆さんにご教示いただきながら、やっていくのが一番いいかと思います。

それからあと、2点目、まず15番のギフチョウの食草のカンアオイの関係です。これにつきましては、当然、移植先が私たちはどこがいいのかということもわかりませんので、そこも詳しい専門家の方々にお聞きしながら、場所を決めるようなかたちにしながら、移植の方を必要であれば進めたいと考えております。

それから、17番、これについてもですね、重要種の移植につきましても、同様に先生方に現地を見ていただいて、どこに移植をしたらいいのかもご相談しながら移植していくということで考えております。

【篠田部会長】

ありがとうございます。西條先生、今の特に15、17について、都市計画決定権者の見解 案の記述についてはどうでしょうか。これで大丈夫でしょうか、それともこの部分をもう 少しなんとかとか。

【西條専門委員】

「適した個所に移植をします」ということですね、15 番ですと。2行目の最後に「ギフチョウやカンアオイ属の生息・生育環境に適した個所に移植します。」というように書かれています。これ、文言はこのままでよろしいです。その間に17 番ですね、「移植先の植生環境を乱さないように配慮しながら」という言葉を、そう意味で申し上げたかったものですから。

【篠田部会長】

ありがとうございます。15にも記載されていることと同じような、「適した」じゃなくて、

「植生そのものを乱さないように」という言葉を、「既存の知見及び事例を参考に」の前に、 入れてはどうかというご意見でした。

今のことをもう一回申し上げますと、17番目の右の欄ですね、「重要種の移植にあたっては」それから「記載のとおり」の後ろ、ここに「移植先への影響を考慮しながら」、「既存の知見及び事例を参考に専門家等と」。ここ、「ながら」、「ながら」が続くんですけど「適切に実施します。」ということですかね。

【西條専門委員】

先生、ちょっと逆なんですよ。

私が申し上げたかったのは、15番のところ、「ギフチョウやカンアオイ属の生息・生育環境に適した個所に移植します。」というように書かれています。ここ基本的にはこれで全く問題ないわけです。

ただ、カンアオイを移植する場合に、この17番で言われている言葉が反映するようにして頂きたいということで、移植先の環境に配慮しながら、配慮しつつ移植してくださいということを申し上げています。

【篠田部会長】

15のつなぎの方に、「移植先の環境に配慮しながら移植します」と。

【西條専門委員】

はい。というようなことを。

文言はお任せしますので、意味が大丈夫であれば。

【篠田部会長】

すいません。ちょっと細かいことを私は申し上げていますが、今日この会議でできれば 資料1に書いてある右側の見解(案)ですが、これについて成立させたいということなの で、スケジュール的にですね。で、皆さんにご無理をお願いしますが、よろしくお願いし ます。

それではそれ以外どうでしょう。

【梶浦専門委員】

3頁の 20 番の生態系の中でですね、「動物の移動経路が分断される場合」と書いてありますね、都市計画決定権者の見解に。そうした時に調査を行わないような文書になっている。事後調査を行いませんけれども、その前の文章は「分断される場合には」と書いてありますから、当然これ道路ができれば、最初のところでですね、影響を受ける。だからそ

のボックスカルバートとそれから防護柵については計画があるのですね。

【国土交通省多治見砂防国道事務所調査設計課長】

記載のとおりですね、ボックスカルバートだとか移動経路の確保を含む計画をしていく 予定です。

【梶浦専門委員】

そしたら当然経路が影響を受けますよね、最初のところ。

「分断される場合には」とは何か。

調査をするような文書になっている。

【国土交通省多治見砂防国道事務所調査設計課長】

調査をするという、この問われているのはですね、事後の評価というような位置づけであって。先程、スライドとかパワーポイントにありましたように、基本的にはボックスとかいっぱい事例がありまして、通っている実績がありまして。そういった意味で不確実性がないということで、環境影響評価の事後調査としては調査を行わないということで。対策としては当然効果がある、そういったものをやっていくということです。

【梶浦専門委員】

そしたら、できたら最初の文書を、どうですか、これを、「影響を受ける」というふうに していただいた方がいいのではないでしょうか。

移動経路が影響を受ける、だからここで設置を図りますと。

塞ぐから、最後のところで、回避低減ができると考えておりますというふうにした方が、 なんか明快なようですね。

【国土交通省多治見砂防国道事務所調查設計課長】

事業者の案を作った時にですね、質問というか、知事意見の方の頭の文章を捉えまして、 分断されることによりということだったんで、分断される場合にはというふうに枕詞とし て使った部分でございますので、動物の移動経路の影響が懸念される場合にはと言っても、 全然私どもとしては特にいいと思います。

【梶浦専門委員】

当然道路ができれば影響を受けることは明らかですので。明らかですから事業者としては対策を講じるのであってと述べた方が、ちゃんと明快なような気がするのですが。まあ、 事業者の説明がそうであれば結構です。

【篠田部会長】

今の点なんですけれども、知事意見 20 番の内容に対して、みんなの、都市計画決定権者の見解ということで、建設される道路すべてのルートについて書くわけにはないのだろうかと。

つまり、この書き方として、今問題になっている動物の移動経路が分断される場合というのは、例えば街中を走っていたり、いうところではこの生態系にとっては関係してこないものですから、そうした対象となっているエリアにおいてはという意味なんだろうなと。そうであれば、「分断される場合」と書くよりは、「分断される個所では」とか、「地区では」とか、した方がいいのかなと。

【国土交通省多治見砂防国道事務所調查設計課長】

ここは、意味合いとしては全然変わらないですね。

一応、例えば橋で渡る個所で、川のところは当然動物が通る、そういうことは特に必要 がなかったりとか、そういう部分がありますので。そういう個所、区間とか。

【梶浦専門委員】

あるいは、「と予測される個所」とか。

【国土交通省多治見砂防国道事務所調査設計課長】

私どもとしては、意味合いは同じですので、文言の修正は、私どもは、よければ従います。

【篠田部会長】

「区間」でどうでしょうか。

【梶浦専門委員】

いいと思います。

【篠田部会長】

ありがとうございました。

その他ございますでしょうか。

【新田専門委員】

内容については、異論がないですけれど、言葉の説明というか、先程スライドでも見せていただいたように、例えば専門的な言葉でボックスカルバートとか私自身わからなかったんで、調べてきたりしたんですけれども、そういう言葉については、図とか写真とかで説明を補うという方法はとるのでしょうか。

1頁のところの6番の4行目の「遮音築堤」だとかというのも今回初めて聞いた。そう

いうことについても大体この工事から想像はできるんですけれども、一般の方もわかるように何か注意書きとか図とかで補った方がいいんではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【篠田部会長】

たとえば準備書の方にそういった記述がありますでしょうか。準備書とか評価書とか。 これもかなり程度問題というところがあるのかわからないので。

【国土交通省多治見砂防国道事務所調査設計課長】

ボックスカルバートとかですねロードキルだとかいう言葉が、僕らから見るとそういったあれでして、ただ準備書の段階でもう既にその言葉は回議・縦覧されていまして、写真を付けたりだとかそういうことは基本的にはしていないです。

例えば方向性の、あくまでイメージをつけても、こういうものが付くんだと思われるのもあれですから、基本的にはですね、そういうものを付けるという、したところは、見たことがなくて。するとするならば環境影響評価の説明のパンフレットの中にそういった写真だとか入れる場合はあろうかと思うんですけれども、準備書とか評価書とかの方に写真のイメージ的なものを付けるというのはまずないですね。ただ、星印で説明書きみたいのものというのは、全国の事例を探せばあるのかもしれないのですけれども。

【篠田部会長】

皆さん思いはおそらく先生と同じだと思うのですけれども、逆にこれ専門部会という名前がついているように、それぞれ各分野の専門の先生方にお越しいただいているということからもおわかりのように、かなり専門性の高い調査結果、評価結果ということになってきますので、それの一つずつ、例えば、さっきの植生、動物のところでも作り始めると恐らくとんでもない量になるかと思うのですね。やはり、このあたりの確かに違和感を持たれるかもわからないのですけれども、これまでの方法、やり方で住民の方々にはわからないところはご質問頂いて、あるいは自分でも調べていただくようなやり方で進めて頂いているということなので、本文については今まで通りでいいでしょうか。

【西條専門委員】

よろしいでしょうか。かつての経験から申しますと、一つの画像あるいは写真を付けますと、その画像が独り歩きしてしまいます。画像そのものの形式で施工されるように誤解されることになりかねませんので、注意が必要になります。例えば、ここでいいます遮音壁であっても、248 号線(多治見市域)の透過性の遮音壁と今ここで示されたのとは全く違

いますように、形状も半円形であったり、あるいは材質も透明であったり不透明であった りと憶測を呼ぶことになってしまいますので。

【篠田部会長】

ありがとうございます。そのようなことでよろしいでしょうか。

【新田専門委員】

よろしいです。

【篠田部会長】

ありがとうございます。

それでは、皆さんその形でお願いします。

その他ご意見ご質問はございませんか。

それではただいま皆さんに修正していただいたことについて、前のスクリーンでご確認 をしていただけませんでしょうか。

(スクリーンに資料1を投影しながら、事務局にてパソコン入力により文言を修正)

【篠田部会長】

読み上げていただけますか。

【都市政策課技術総括監】

先程の 15 番でございますが、「専門家等と協議しながら」の後に、追記として「移植先の環境に配慮の上」としました。

【西條専門委員】

「環境に配慮の上」という文言を使われるのですけれども、「環境を配慮し」で如何でしょうか。行政文書上でおかしければ直してください。

【篠田専門部会長】

配慮ですね。

【西條専門委員】

配慮です。

【都市政策課技術総括監】

「環境を配慮し」でよろしいでしょうか。

【篠田部会長】

いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、これは、15番目はこの形でお願いします。

【都市政策課技術総括監】

3頁の20番ですが、「場合には」を「区間には」でよろしいでしょうか。

【西條専門委員】

「区間には」ではなくて「区間では」で如何でしょうか。

事前に調査しているわけですから。

【篠田部会長】

ありがとうございます。以上ですね。

それでは今、スクリーンに向かってご確認していただきましたので、これでということにさせていただきたいと思います。

ただ、もしかしたら、事務局の方でですね、再確認して頂きまして、もし問題があるようでしたら、主旨を変えない範囲で修正させていただくことも含めて、ご了解を頂けますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【篠田部会長】

これで今の2点の修正も含めて、本日の部会で資料1の修正箇所を反映して、案を外した形で進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、2点目の「環境影響評価書(案)」について、事務局からの説明 をお願いします。

【都市政策課技術総括監】

それでは、本日の審議事項2点目の評価書(案)ついてご説明させていただきます。

今回の評価書の案の位置づけについてご説明させていただきます。

本来ですと本日、皆様に資料として評価書(案)を配布し、審議して頂くと良いのですが、これまで審議して頂いた準備書をどのように修正したのかがわかりにくくなりますので、今回の資料としては、準備書と、準備書から評価書への修正(案)を配布させて頂いております。ご理解の程よろしくお願いします。

先ほど、環境知事からの22点の意見とその見解について審議していただきました。これらを踏まえて、都市計画決定権者として準備書の内容を修正したものが、評価書となります。今回の修正内容について、ご審議して頂き、ご承認いただいた後、国土交通大臣に評価書を送付させていただくこととなります。

それでは、修正案についてご説明させていただきます。

お手元のA3横の資料2をご覧ください。

一番左の欄が修正箇所の整理番号、その右が項目及び準備書の記載頁、その右が準備書の記載内容、次が評価書案での記載内容で、下線で示しているのが準備書から評価書案へ 修正した内容でございます。

それでは、整理番号に沿って説明させていただきます。

まず、1頁の番号1、2、3につきましては、知事意見 14 の意見として、「鳥類のラインセンサス調査については、それぞれのルートに関して1~クタールあたりの密度を算出した結果を評価書に記載すること。」に対しまして、評価書案ではラインセンサスのルート毎に1~クタールあたりの生息密度を記載し、参考資料に鳥類のラインセンサス結果の一覧表を掲載しました。

次に、2頁から9頁の番号1から84につきましては、第4章において、地域特性の把握に用いていた既存文献・資料を平成25年5月末時点で最新のものに更新及び追加し記載内容の修正を行いました。

代表的な項目について、説明させていただきます。 2 頁の番号 3 につきましては、準備書の時点では、平成 13 年から平成 22 年の年次別気象概況になっていたものを評価書では、平成 15 年から平成 24 年に年次更新したものでございます。

番号 11 につきましては、環境白書の資料更新によるものであり、浮遊粒子状物質の測定結果を平成 21 年度から平成 23 年度に年次更新し、日平均値の年間 2 %除外値が変わり、また、短期的評価についても全ての地点で達成となりました。

3頁の番号 24 につきましては、既存文献の瑞浪市の環境、恵那市の環境の資料更新によるものであり、一般環境騒音の測定地点の「タチ医院」を「東濃石油月極駐車場」に名称と場所を変更しております。

4頁の番号 33 につきましては、準備書の時点では、環境白書の平成 22 年の資料では、 瑞浪大橋、恵那大橋の測定結果が平成 16 年度分しか記載されておりませんでしたので評価 書では、最新の調査結果が記載されている公共用水域の水質調査のデータを引用しており ます。

7頁の番号 63 につきましては、評価書では、出典先を追加しました。あわせて、資料 3 の参考資料 46 頁をご覧下さい。社会福祉施設等を図面上にプロットするにあたり、出典先を追加したものです。

9頁の番号80につきましては、評価書では、出典先を変更いたしました。

資料3の参考資料81頁をご覧下さい。出典に合わせて図を更新したものでございます。また、番号1から84の他の項目につきましても各々同様な変更でございます。なお、今回以上の既存文献、資料の更新などを行っておりますが、予測に使用している詳細な現地調査などは、変更しておりませんので、予測及び評価結果については、変更ございません。

次に、10 頁から 11 頁の番号 85 から 98 につきましては、第6章の都市計画決定権者の見解につきまして、平成 23 年 12 月に開催した環境影響評価専門部会でご審議いただき、修正することで、ご了承いただいておりましたが、準備書に反映できなかったため、今回修正を行うものでございます。

なお、この修正につきましては、前回2月の環境影響評価専門部会にてご報告させてい ただいたものでございます。

次に、12 頁から 16 頁の番号 1 から 41 につきましては、改正された法令等について、平成 25 年 5 月末時点の最終改正日時、法律番号の記載を行いました。

以上で、準備書から評価書への修正案についてご説明を終わらせていただきます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【篠田部会長】

ありがとうございます。

それではただいまご説明していただきました資料2の「環境影響評価書(案)」について、 審議させていただきます。これについて、ご質問あるいはご意見のある方はお願いします。

【岡田専門委員】

(資料3の)15頁目右下、表4.1.13恵那市の一般環境騒音調査というのがあるのですが、これは新しい平成23年版で修正されているのですが、年度を見ますと21年度が抜けていますが、この理由と、もしわかればですけれども22年度の最新の結果が10デシベルだとか13デシベルくらい、10デシベルから22デシベルです、低下しているのですけれども、これだけ変わるものなのかと思うのですが、このあたりもしわかれば教えていただきたいのですけれども。恵那市の環境がかなり静かになっていればいいのですけれども。

【都市政策課技術主査】

ご質問にありました、なぜこのようにデシベルが下がっているか根拠を調査した市に確認しましたところ、測定した月が違うということでした。

【岡田専門委員】

測定した月と言いますと、何月くらいでしょうか。

【都市政策課技術主查】

19年度は12月末、20度は3月末、22年度は2月末となっています。

【岡田専門委員】

そうですか、それほど変わりそうな月でもなさそうですが。ちょっと静かすぎるかなと。

【都市政策課技術主查】

3月末ですので、どちらかというと人が動きやすいというのがあります。2月末ですと 人が動きにくい季節にあるかと思います。

【岡田専門委員】

ちょっとそれは考えられないのですけれども。

21 年度はないということですか。

【都市政策課技術主查】

掲載されていません。

【岡田専門委員】

掲載されていない。していない。

【都市政策課技術総括監】

掲載されていませんので、おそらく調査されていないと思いますが、確認させていただきます。

【篠田部会長】

その他ございますでしょうか。

私のほうから確認なのですけれども、先程の資料1については評価書の中にそのまま載りますよね、この知事意見と見解というのが対応表で載るということがわかりますけれど、資料2のような正誤表というか、更新表ですね、修正内容が記載されるようになるものですか。

準備書からどのように変わったか、評価書で印刷してですね。

【都市政策課技術総括監】

はい。評価書に記載します。

【篠田部会長】

分かりました。

かなり細かいところがたくさんあるものですから、事前に送付いただいていたと思うので、ご覧いただいておればよいのですが。

大きな点についてはおそらく修正後、方針が明確となっておりますので、これについて はよっぽどいいと思います。細かいところがですね。

【都市政策課技術総括監】

先ほどの都市計画決定権者の見解(案)の修正版ができましたのでお配りします。

(専門部会修正案を配布)

【篠田部会長】

はい、お願いします。

今の資料2及び資料3ですけれども、評価書への修正につきまして特にご意見ありませんか。

【神谷専門委員】

細かいところですが。資料の57番ですが、記載ミスの話で。

資料 206 頁 57 番、資料 30 多考資料で言うと 40 頁の記載ミスなのですが、細かいところですが、「恵那市では 1,329 m 30 の地下水を」と、1,099 だと思います。 40 頁を見ると 1,099 と書いてありますので、資料 30 40 頁を見ていただくといいのですが。表 4.2.9 は、恵那市は 1,099 とありますので。記載ミスですね。

【篠田部会長】

ありがとうございます。重要な点です。

確認させていただきます。資料 206 頁目。番号でいきますと 57 番のところ。右の修正 部分の 2 行目、「恵那市では 1,329 m^3 」という記載がありますけれども、これが資料 30 40 頁のところでは 1,099 とございます。

【都市政策課技術総括監】

失礼いたしました。1,099m3に訂正させていただきます。

【篠田部会長】

次よろしいでしょうか。それでは修正事項はこれ以上ございませんので、今、神谷先生 からご指摘いただいた点を修正するということで進めさせて頂きたいと思います。

これについて、スクリーンの方はよろしいですかね。

数字の修正ですから事務局の方を信用してお任せするということでよろしくおねがいします。

これでよろしいでしょうか。

(意見なし)

【篠田部会長】

ありがとうございます。

それではそのように取り扱わさせていただきます。

先程の一つ目の議題のところの修正版、先程スクリーンで確認をしていただきましたが、 今事務局の方からプリントアウトしたものを配布していただきました。ご確認をお願いします。

まず一つ目が2頁目の下から15番の右側の見解案の2行目の真ん中のところで、「移植 先の環境を配慮し」と修正。

もう一つが次の頁、3頁目の 20 番、生態系のところの右側の見解案の1行目、「場合には」を「区間では」に修正すると、いうふうに書かさせていただいております。

ありがとうございました。

では、以上で、本日の議事は終了いたしました。

それでは、事務局から「その他(今後のスケジュール)」について説明をお願います。

【都市政策課技術総括監】

それでは、最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

今後のスケジュールでございますが、今月下旬に国土交通大臣に評価書を送付する予定でございます。国土交通大臣は、環境大臣の意見を踏まえまして、必要に応じて環境保全上の意見書を90日以内に岐阜県知事に送付することになりますので、この意見書は遅くとも12月中旬には送付される予定でございます。

都市計画決定権者は、大臣からの意見書を受けた場合、この意見を踏まえて評価書を補

正いたします。評価書の補正の際には、当専門部会にて来年の1月頃ご審議願いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その後、補正した評価書を都市計画審議会に付議し、都市計画審議会にて承認された後、 所定の手続を行い、都市計画決定の告示と同時に環境影響評価書の公告・縦覧を行う予定 でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

【篠田部会長】

ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたスケジュールについて、何かご質問ございますでしょうか。 質問がございませんので、それでは事務局の方に進行をお返しいたします。

【都市政策課長】

篠田部会長、議事の進行ありがとうございました。本日委員の先生方から大変貴重なご 意見・ご審議をいただきましてありがとうございました。

本日、修正していただきました評価書(案)にてご了解いただいたということですので、 速やかに今後の手続きに入りたいと思います。先程も事務局から説明しましたが、次回の 専門部会の日程といたしましては、今の予定では来年の1月に開催したいと考えておりま す。

以上をもちまして、「第 16 回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会」を終了させていただきます。

委員の先生方には、後程、事務局より連絡事項がございますので、今しばらくこのまま でお願いしたいと思います。

長時間、大変ありがとうございました。

—— 了 ——